

平成22年11月5日

篠山市長 酒井 隆明 様

篠山再生計画推進委員会

委員長 中川 政和

篠山再生計画（行財政改革編）の進捗状況等にかかる意見・提案について

篠山再生計画（行財政改革編。以下、再生計画という。）の進捗状況等について、篠山再生計画推進委員会（以下、本委員会という。）において慎重に審議した結果、当初の再生計画及び必要な見直しに基づいて、概ね適切に計画が実行に移され、かつ実績効果額が計画効果額を上回るなど、着実にその成果を上げていることを確認しました。

しかし、その中身を見ると、効果額の約7割については職員の定員給与の見直し及び議員定数・報酬の見直しによるものであります。また、国の経済対策、一時的な収収の伸びもプラス要因として働いた結果でもあり、今後さらに厳しさを増す財政状況に対し、情報を共有し、ますます市民、職員が一丸となって再生に取り組んでいく必要があります。

また、今後再生計画の通り平成32年に収支バランスを取ることができたとしても、その前後においては、財政調整の役割を果たす基金をほぼ使い果たしている状況となり、非常に硬直化した財政運営を強いられるリスクが予想されます。合わせて、人口の減少、少子高齢化などに加え、社会経済状況の変化に伴う歳入のさらなる悪化なども考えられます。

これらのことから、大きな予算を伴う事業はもちろんのこと日常の小さな事務事業に至るまで、新たな視点から様々な課題、問題点を見つめ直すことにより、歳出のさらなる抑制とともに、自主財源の確保等、歳入の増加、安定化にも取り組みつつ、将来に備え新総合計画等に基づいて、適切な投資を計画的に実行していくことなどが求められます。

上記のほか、ふるさと篠山市が「再生」から次の一歩へと早期に歩みはじめることができることを期待しつつ、本委員会において取りまとめました意見・提案を別紙の通り提出します。

篠山再生計画（行財政改革編）の進捗状況等について篠山再生計画推進委員会の意見・提案

【平成22年度】

取組項目等	意見・提案
事務事業の見直し	車いすマラソンをはじめとする各種大型イベントについて、今後も更なる市職員の人員削減などが行われる状況下において、できるだけ職員の負担軽減にもつながるよう、実行組織、運営体制などについて引き続き前向きに見直し作業を図ること。
	選挙事務の経費削減策について、民間人の登用促進、選挙事務作業の更なる効率化、投票所の統廃合とともに、手当減額等も検討すべきである。
財政収支見直し	当初の再生計画及び必要な見直しに基づいて、概ね適切に計画が実行に移され、かつ実績効果額が計画効果額を上回るなど、着実にその成果を上げていることを確認した。
	歳出面では、再生計画において考えうる取り組みは、ほぼ実行に移されていると思われる。また、公債費においては、繰り上げ償還を実行し将来負担を軽減する努力も確認できた。
	平成32年度以降の財政運営を考えると、将来不安定で硬直化した財政運営を強いられるリスクを軽減するためにも、歳出をさらに引き締め、基金を残しつつ再生を図るといった新たな再生計画案について、その可能性も含め、今後議論する必要がある。
	少子化、高齢化社会を迎える中、人口減少、その構成比率等、人口ピラミッドの予測に基づいた歳入・歳出計画となっているのか。特に投資的経費や扶助費の予測などを適切に行い、平成32年度以降も見越した長期の財政計画として再生に取り組むべきである。
自主財源の確保	今後更なる歳出削減が難しい状況下において、自主財源の確保が重要となってくる。他の自治体の事例等も研究し、確保した財源はその課の担当する事業に充当できるなどのインセンティブなども提示して、職員の士気向上を図るなどの工夫も重要である。
	市税等の徴収率の向上に引き続き努力する。また、在住外国人の徴収率の向上にも取り組むため、各担当部局と連携して、情報の共有を図り、各種通知書類の多言語化などにも取り組むべきである。
その他	再生計画で示されている投資的経費は、過小な数値ではないかと危惧される。早急に公有財産台帳の整備を進め、それをもとに各施設の効率的な管理・運用による建物等の長寿命化策、空き施設の用途の変更などを検討し、生涯にわたってかかる費用を削減することによって、将来の歳出を圧縮し負担を軽減する現実的な計画の策定に取り組むべきである。
	水道事業会計等の特別会計は再生計画に大きな影響をおよぼすものであり、特別会計への繰り出しも多額であることなどから、その内容が適切なものであるかどうか、再生計画と合わせ精査する必要がある。
	水道事業、下水道事業等、人口減少や社会経済状況の変化に伴い、歳入、歳出ともに大きな影響を受けられるものについては、その将来予測と実態に関する情報を随時市民に公開し、説明責任を果たす必要がある。
	より積極的に篠山市の広報を図り、人口増、観光、産業の発展などにも貢献するために、観光案内、情報発信、パンフレットの配布等において、幅広く市民、企業等の協力を得られるような体制づくりに取り組むことができないか。
	次期総合計画の策定にあつては、再生計画の内容を盛り込むとともに、実施計画に財源計画を盛り込んだ、実現計画（実行計画）として策定することが必要である。再生とともに将来像を明確にし、選択と集中による適切な投資を実行していくことが必要と思われる。
	指定管理者制度で特定指定（随意契約）が増加している状況下において、今後ますます市のモニタリング機能（監視・監督）の向上と説明責任が求められることになる。市内部の体制強化とともに第三者機関も加えた評価制度の整備充実などが早急に求められる。
	補助金の支出については、その支出にあたっての審査から、評価に至るまでの体制整備がまだまだ不十分な状況にあると思われる。できるだけ早期に体制整備・強化策が実行に移されるべきである。
	本委員会からの意見・提言について、市はそれぞれに対する市の取り組み方針を速やかに検討し、公開するとともに、1年後にその進捗状況、結果等について報告を受け審議するものとする。

篠山再生計画推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 この要綱は、篠山再生計画の着実な推進を図るため、篠山再生計画推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議し、市長に意見を述べるものとする。

- (1) 篠山再生計画(行財政改革編)の推進に関すること。
- (2) その他市長が必要と認める事項。

(組織)

第3条 委員会は、10人以内の委員で組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 公募に応募した者のうちから市長が適当と認める者
- (3) その他市長が適当と認める者

(委員の任期)

第5条 委員の任期は3年とする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員長が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。
- 3 委員長は、会議の議長となる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、政策部において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。

(委員の任期の特例)

- 2 この要綱の施行の日以後、最初に第4条の規定により委嘱される委員の任期は、第5条の規定にかかわらず、平成24年3月31日までとする。

篠山再生計画推進委員会名簿

平成22年11月5日現在(敬称略)

NO	委員区分	氏名	備考
1	委員	稲沢 克祐	関西学院大学専門職大学院経営戦略研究科 教授
2	委員	西端 裕子	弁護士
3	副委員長	酒井 加世子	
4	委員	圓増 亮介	
5	委員長	中川 政和	
6	委員	溝畑 好美	
7	委員	菟原 元彦	
8	委員(公募)	土井 正幸	

篠山再生計画推進委員会の審議記録

1	開催名	第1回篠山再生計画推進委員会
	開催月日	平成21年10月7日(水)
	開催場所	篠山市役所第2庁舎3階会議室
	審議事項	1. 篠山再生計画(行財政改革編)進捗状況等の報告について 2. 会議録の公開について
2	開催名	第2回篠山再生計画推進委員会
	開催月日	平成21年11月9日(月)
	開催場所	篠山市役所第2庁舎3階会議室
	審議事項	1. 篠山再生計画(行財政改革編)進捗状況等の審議について 2. 篠山再生計画(行財政改革編)進捗状況等の審議についての意見集約
3	開催名	第3回篠山再生計画推進委員会
	開催月日	平成22年10月12日(火)
	開催場所	篠山市役所第2庁舎3階会議室
	審議事項	1. 篠山再生計画(行財政改革編)進捗状況等の審議について 2. 篠山再生計画(行財政改革編)進捗状況等の審議についての意見集約